

第12号議案

蒲郡市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について

蒲郡市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年蒲郡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

(蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 蒲郡市母子家庭等医療費助成条例（昭和53年蒲郡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「第50条第2号」の次に「又は第55条の2第1項第2号」を加える。

(蒲郡市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 蒲郡市精神障害者医療費助成条例（平成7年蒲郡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第50条第2号」の次に「又は第55条の2第1項第2号」を加える。

(蒲郡市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第4条 蒲郡市心身障害者医療費助成条例（平成18年蒲郡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第50条第2号」の次に「又は第55条の2第1項第2号」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。